

明治学院大学におけるステークホルダーからのハラスメントに関する基本方針

1. はじめに

明治学院大学（以下「本学」という）は、「キリスト教による人格教育」と学問の自由を基礎とし、広く教養を培うとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的応用能力を発揮させることを目的としています。また、本学は教育理念“Do for Others（他者への貢献）”を掲げ、「他者を理解する力」や「共生社会の担い手となる力」を身につけた人間の育成を教育の目標としています。

近年、教職員に対する不当な要求や、個人の尊厳を傷つける言動（カスタマーハラスメント）が社会問題化しており、2026年10月施行の改正労働施策総合推進法においても、これらに対する雇用管理上の措置が義務付けられました。本学の教職員が、この教育理念を具現化し、質の高い教育研究環境を維持・向上させるためには、教職員の心身の安全が確保され、誠実に職務を遂行できる環境が不可欠です。本学は、組織としてハラスメントを許容しない姿勢を明確にし、本方針を定めます。

2. 本学における「ステークホルダーからのハラスメント」の定義

(1) 本学では、ステークホルダーからのハラスメントについて、以下の通り定義します。

教職員の職場（キャンパス等）において行われる、

- ① 大学のステークホルダー（学生・受験生およびこれらの父母等・家族・保証人、卒業生、寄付者、大学主催のイベント参加者、施設利用者、研究・社会連携関係者、取引先、近隣住民等、本学の教育研究活動・事業活動における利害関係者全て）の言動であって、
 - ② 教職員が従事する職務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、
 - ③ 教職員の就業環境が害されるもの
- 上記①②③の要素をすべて満たすものをいいます。

(2) 本学におけるハラスメントに該当する行為の例

- ① 言動の内容（要求内容）そのものが社会通念上妥当性を欠く場合
- ② 手段・態様が社会通念上相当性を欠く場合
 - 身体的な攻撃（暴行・傷害）
 - 精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要等）
 - 威圧的な言動
 - 継続的な（繰り返される）、執拗な（しつこい）言動
 - 拘束的な言動（不退去、居座り、監禁）

上記は例示であり、これらに限られるものではありません。また、大学内において対面で行われるものに限らず、電話やSNS等のインターネット上において行われるものも含まれます。

3. 本学における基本方針

- (1) 本学は、学生への良好な教育研究環境の維持・向上、および教職員に対する安全配慮義務を履行する見地から、ステークホルダーからのハラスメントを放置せず、組織として毅然と対処します。
- (2) 本学は、ステークホルダーからの意見・要望に対しては、“Do for Others”の精神に基づき、相手を理解するよう努め、誠実かつ理性的に対処するとともに、正当な意見や要望については、改善の機会として真摯に受け止めます。また、特に学生に関しては、より良い環境で適正な教育を受けることができるよう、配慮を行います。しかしながら、ステークホルダーからのハラスメントに該当すると判断した場合は、事案に応じて警察や外部専門家（弁護士等）と連携の上、厳正に対応します。
- (3) 本学は、ステークホルダーからのハラスメントに関し、対応マニュアルやフローを整備し、教職員に周知・啓発を行うとともに、相談窓口を設置し、組織的な対応体制を整備します。
- (4) 教職員は、自らに対する言動がステークホルダーからのハラスメントに該当すると感じた場合や、心理的負荷を感じた場合には、一人で抱え込まず、速やかに上長や相談窓口にご相談してください。
本学は、教職員がステークホルダーからのハラスメントに関する相談や報告を行ったこと、または事実確認等に協力したことを理由として、当該教職員に対して解雇その他の不利益な取扱いを行うことは一切ありません。
- (5) 本学は、教職員が一人でハラスメントに対応することのないよう、組織的なチーム対応により迅速に支援します。また、被害を受けた教職員の心身のケアにも万全を期します。
- (6) 本学は、本学の教職員があらゆるステークホルダーに対して、社会通念上許容される範囲を超える言動を行い、身体的・精神的苦痛を与えることや、就業環境を害することも容認しません。

以 上